

○普及指導員資格試験合格証書の再交付手続きについて

普及指導員資格試験を合格された方で、合格証書を紛失または毀損した方は、水産業普及指導員資格試験実施要領第7の2に基づき、合格証書の再発行を申請することができます。

再発行申請をされる方は、定められた申請書様式（水産業普及指導員資格試験実施要領 別記様式第5号）により申請書を作成し、試験事務局に提出（郵送）してください。

なお、申請にあたっての主な手続きの流れは、以下のとおりです。

<普及指導員資格試験合格証書再発行手続きの流れ>

- ① 再発行申請書（別記様式第5号）を作成してください。
- ② 再発行申請書・合格証書送付用封筒（角型2号）（再交付先の郵便番号、住所、氏名を記載したもの）及び合格証書送付用の切手（120円）を試験事務局まで提出（郵送）してください。
- ③ 合格証書は、水産庁内の所定の手続きを経て、試験事務局から申請者宛に郵送されます。なお、申請があつてから、再交付まで概ね1か月程度かかりますので、ご了承ください。

【申請書提出宛先】

〒100-8907

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班

再 交 付 申 請 書

年 月 日

本籍都道府県

現住所 〒

電話番号

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

水産業普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、水産業普及指導員資格試験実施要領第6の2の規定により申請します。

記

- 1 合格証書番号
- 2 交付年月日
- 3 氏名

（備考）き損による再交付の申請の場合は、普及指導員資格試験合格証書を添付すること。